

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、改正法附則第18条第4項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（2023年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率ならびに附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）、附則4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）および附則5（口座振替のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

### (1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
定額電灯				
需要家料金				
1契約につき	59.40	(0.00)	5.40	(0.00)
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	57.56	(4.96)	5.23	(0.45)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	95.27	(9.92)	8.66	(0.90)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	169.64	(19.83)	15.42	(1.80)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	245.10	(29.73)	22.28	(2.70)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	394.94	(49.57)	35.90	(4.51)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	394.94	(49.57)	35.90	(4.51)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	163.70	(14.80)	14.88	(1.35)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	275.73	(29.60)	25.07	(2.69)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	275.73	(29.60)	25.07	(2.69)
従量電灯A				
最低料金				
1契約につき最初の8キロワット時まで	214.59	(33.29)	19.51	(3.03)
電力量料金				
上記をこえる1キロワット時につき	18.22	(0.38)	1.66	(0.03)

(注) ( ) 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
従量電灯 B				
基本料金				
契約電流10アンペア	302.50	(60.50)	27.50	(5.50)
契約電流15アンペア	453.75	(90.75)	41.25	(8.25)
契約電流20アンペア	605.00	(121.00)	55.00	(11.00)
契約電流30アンペア	907.50	(181.50)	82.50	(16.50)
契約電流40アンペア	1,210.00	(242.00)	110.00	(22.00)
契約電流50アンペア	1,512.50	(302.50)	137.50	(27.50)
契約電流60アンペア	1,815.00	(363.00)	165.00	(33.00)
電力量料金				
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18.22	(0.38)	1.66	(0.03)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22.11	(0.38)	2.01	(0.03)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23.82	(0.38)	2.17	(0.03)
最低月額料金				
1契約につき	241.80	(60.50)	21.98	(5.50)
従量電灯 C				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	302.50	(60.50)	27.50	(5.50)
電力量料金				
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18.22	(0.38)	1.66	(0.03)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22.11	(0.38)	2.01	(0.03)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23.82	(0.38)	2.17	(0.03)
臨時電灯 A				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6.48	(0.43)	0.59	(0.04)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	12.99	(0.89)	1.18	(0.08)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12.99	(0.89)	1.18	(0.08)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	129.68	(8.79)	11.79	(0.80)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	129.68	(8.79)	11.79	(0.80)
臨時電灯 B				
基本料金				
契約電流10アンペアにつき	330.55	(66.55)	30.05	(6.05)
電力量料金				
1キロワット時につき	26.17	(0.42)	2.38	(0.04)
臨時電灯 C				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	330.55	(66.55)	30.05	(6.05)
電力量料金				
1キロワット時につき	26.17	(0.42)	2.38	(0.04)

(注) ( ) 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	銭 (円 銭)	円	銭 (円 銭)
公衆街路灯 A				
需要家料金				
1 契約につき	53.90	(0.00)	4.90	(0.00)
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	52.06	(4.96)	4.73	(0.45)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	86.47	(9.92)	7.86	(0.90)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	155.34	(19.83)	14.12	(1.80)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	225.30	(29.73)	20.48	(2.70)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	363.04	(49.57)	33.00	(4.51)
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	363.04	(49.57)	33.00	(4.51)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	151.60	(14.80)	13.78	(1.35)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	255.93	(29.60)	23.27	(2.69)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	255.93	(29.60)	23.27	(2.69)
公衆街路灯 B				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	280.50	(60.50)	25.50	(5.50)
電力量料金				
1キロワット時につき	16.49	(0.38)	1.50	(0.03)
最低月額料金				
1契約につき	225.30	(60.50)	20.48	(5.50)
低圧電力				
基本料金				
契約電力1キロワットにつき	1,226.50	(60.50)	111.50	(5.50)
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	12.48	(0.33)	1.13	(0.03)
その他季料金	11.42	(0.33)	1.04	(0.03)
臨時電力				
定額制供給の場合				
契約電力1キロワット1日につき	148.06	(11.63)	13.46	(1.06)
従量制供給の場合				
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	14.87	(0.39)	1.35	(0.04)
その他季料金	13.60	(0.39)	1.24	(0.04)
農事用電力 A (かんがい排水需要)				
基本料金				
契約電力1キロワットにつき	577.50	(60.50)	52.50	(5.50)
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	6.83	(0.33)	0.62	(0.03)
その他季料金	6.28	(0.33)	0.57	(0.03)
農事用電力 B (育苗・栽培需要)				
定額制供給の場合				
契約電力1キロワットにつき				
最初の30日まで	4,351.28	(177.74)	395.57	(16.16)
30日をこえる1日につき	145.04	(5.92)	13.19	(0.54)
従量制供給の場合				
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	13.64	(0.33)	1.24	(0.03)
その他季料金	12.48	(0.33)	1.13	(0.03)

(注) ( ) 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則 3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	銭 (円 銭)	円	銭 (円 銭)
最低料金				
1 契約につき最初の8キロワット時まで	198.09	(33.29)	18.01	(3.03)
電力量料金				
上記をこえる1キロワット時につき	16.49	(0.38)	1.50	(0.03)

(3) 附則 4 (農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	銭 (円 銭)	円	銭 (円 銭)
定額制供給の場合				
契約使用期間				
最初の30日まで				
契約電力				
0.5キロワット	4,143.08	(46.54)	376.64	(4.23)
1キロワット	5,958.99	(93.06)	541.73	(8.46)
2キロワット	9,097.23	(186.12)	827.02	(16.92)
3キロワット	12,370.02	(279.18)	1,124.55	(25.38)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	1,860.39	(93.06)	169.13	(8.46)
30日をこえる1日につき				
契約電力				
0.5キロワット	24.40	(1.55)	2.22	(0.14)
1キロワット	34.48	(3.10)	3.13	(0.28)
2キロワット	74.43	(6.20)	6.77	(0.56)
3キロワット	117.73	(9.31)	10.70	(0.85)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	46.58	(3.10)	4.23	(0.28)
従量制供給の場合				
電力量料金				
1キロワット時につき				
夏季料金	13.64	(0.33)	1.24	(0.03)
その他季料金	12.48	(0.33)	1.13	(0.03)

(4) 附則 5 (口座振替のお客さまについての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円	銭 (円 銭)	円	銭 (円 銭)
初回振替割引額				
1 契約につき	55.00	(0.00)	5.00	(0.00)

(注) ( ) 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載